

○第1回行政対応検証委員会資料について
 (RD問題に係る住民団体等の苦情・要望・質問等)

年月日	事 項
H 3. 2. 28	産業廃棄物搬出時の悪臭について苦情
9. 11	掘削・埋立について苦情
11. 2	掘削・埋立について苦情
12. 3	掘削・埋立について苦情
12. 6	許可区域外埋立の疑いについて苦情
12. 24	搬入廃棄物の調査について要望書受理
H 4. 1. 13	許可区域外の埋立について苦情
2. 1	許可区域外の埋立については是正するよう文書指導
2. 20	RD、是正計画書提出
H 4. 5. 29	悪臭について苦情
H 5. 2. 18	騒音及び悪臭について苦情
3. 11	RD、改善措置について報告書提出
H 5. 9. 8	悪臭について苦情
H 6. 6. 10	RD使用地へのドラム缶保管について苦情
7. 13	焼却炉からの黒煙について苦情
9. 27	RD、黒煙についての顛末書提出
10. 17	焼却炉からのばい煙について苦情
11. 9	RD、ばい煙について報告書提出
H 7. 5. 10	焼却炉からのばい煙について苦情
5. 19	RD、ばいじんについての報告書提出
6. 5	焼却炉からのばいじんについて苦情
6. 16	RD、ばいじんについての報告書提出

年月日	事 項
H 7. 7. 14	焼却炉からのばいじんについて苦情
9. 13	R D、ばいじんについての調査及び改善に関する報告書提出
H 8. 6. 12	焼却炉からのすす（ばいじん）について苦情
H10. 6. 2	R Dに対し改善命令発令 ・許可区域を超過して産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超えていることから、廃棄物の飛散、流出の危険性があることから、法第15条第5項（維持管理基準）に規定する技術上の基準に適合するよう改善を行うこと。
6.	R Dより是正計画書提出 ①許可区域外の埋立を一部撤去 ②法面の勾配緩和 など
6. 12	R Dから産業廃棄物処理施設変更許可申請 （第1処分場および第2処分場の面積および容量の増）
7. 2	汚水の排出について苦情
7. 3	R Dに対し産業廃棄物処理施設変更許可
11. 11	焼却時の悪臭について苦情 立入調査により第2処分場側の深堀工事が判明
11.	R D、深堀工事について「第2最終処分場の浸透水を分離し、防災池へ導くための管渠設置工事の一環」である旨の報告文書が提出
12.	R Dが、深堀工事についての報告が虚偽であるとともに廃棄物を埋めていたことを認め、当該箇所の廃棄物全量撤去と残土、地土による埋戻し、透水性確保のための粘土層覆土を実施する旨の文書を提出
12. 16	R Dに対し、速やかな改善命令の履行を行うよう文書で通知
12. 25	深堀箇所の良質土による埋戻し等確認

硫化水素発生以降

年月日	事 項
H11. 10. 12	住民通報により、処分場東側雨水側溝排水マス内の硫化水素ガス測定22～50ppm強を検出
10. 18	硫化水素発生原因を突き止める等の緊急申し入れ書受理
10. 20	住民要請により、県からRDに対し是正工事の中止を要請
10. 28	県、住民共同による処分場内廃棄物サンプリング調査(2/18結果公表)
10. 29	硫化水素発生に伴う申し入れ書受理
11. 8	処分場への早期適正指導に関する要請書受理
11. 16	早期適正指導についての意見書受理
11. 27	第1回硫化水素調査委員会開催
12. 2	RD社免許停止に関する要請書受理
12. 8	調査対策等を求める要望書、署名受理
12. 20	知事、処分場視察、住民代表と面談
12. 21, 22	排水管周辺のボーリング調査のための準備調査実施
12. 24	ガス化熔融炉に関する要求書受理
H12. 1. 5	住民団体と知事との交渉申入書受理
1. 6	第2回硫化水素調査委員会開催
1. 13	住民への説明会開催の申入書受理
1. 14~24	硫化水素発生原因調査(ボーリング調査)を2地点で実施 うち、1地点で深さ9mにおいて硫化水素15,200ppmを検出
1. 25	ボーリング調査データおよび調査委員会のコメントを公表 ① 15,200ppmは通常の安定型処分場で発生する濃度とは考えにくい。 ② 原因究明と対策のためには、高濃度区域の特定と9m程度までの掘削が必要である。 ③ 高濃度区域に、作業者の安全性、付近への悪影響等がないようにガス抜き管を敷設し、低濃度になるまで硫化水素処理を実施した後、掘削調査を行うべきである。 ④ 併せて、ボーリングコアの分析が必要である。

年月日	事 項
	ガス化溶融炉公開説明会開催の申入書（督促）の受理 RD社ボーリング調査の採取物厳重保管に係る申入書受理
1. 25～	R D、中間処理業の自粛(1/24付け県の自粛要請に基づく)
1. 26	硫化水素高濃度発生区域を特定するためのメッシュ調査(29地点)実施
1. 29	R Dエンジニアリングのガス化溶融炉についての要請書受理
2. 1	第3回硫化水素調査委員会開催
2. 13	町民大集会（住民団体主催）開催
2. 18	県、栗東町による第1回住民説明会開催（約300名参加）
2. 23	RD社硫化水素除去実施計画受理（24日 県条件を付し承認）
2. 24	処分場からの重機撤去等の緊急要請書受理 RD社処分場内作業に係る顛末書受理
3. 8～	ガス抜き開始
H12. 4. 14	水質浄化等に関する要請書受理
5. 8	第4回硫化水素調査委員会開催 ① 高濃度のH ₂ S検出地点のボーリングコアの分析結果から、硫黄源は石膏と判断されるが、他の要因である有機物は紙・木以外に確認できない。 ② 処分場全体の表層調査を実施する必要がある。 ③ H ₂ Sの削減方法として、現在のガス抜き処理を続ければよいが、24時間処理及び吸引能力のアップなどを計るべきで、さらにH ₂ Sを分解する微生物の活動を促進する努力をすべきである。 ④ 掘削については、現状では危険であり、掘削以外の方法により、有機物を確認する方法を検討すべきである。
5. 9	ガス化溶融炉等に関する要請書受理
5. 19	第2回住民説明会開催
6. 2	経堂ヶ池の水質浄化に関する要求書受理
6. 14	原因究明・除去求める署名受理（約3万6千人分）
7. 4	県議会に実態解明求める請願書提出(7/13採択)
7. 4～5	地下2mの表層ガスの全体調査(6/22の続き)

年月日	事 項
	1地点からH ₂ Sガス22,000ppmを検出
7. 6	<p>第5回硫化水素調査委員会開催</p> <p>1. 調査結果の評価について</p> <p>①雨天後の高温状態であり、前回の15,200ppmもあることから、今回の表層2mにおいて22,000ppmは考えられる値である。</p> <p>②今回の調査結果からは、限定された範囲であると考えられる。</p> <p>2. 今後の調査と対応について</p> <p>①ボーリングの準備、ガス抜き(22,000ppmを検出した地点)</p> <p>②掘削調査</p> <p>周辺の高温部において内容物確認のために行う。(H-6、I-7、I-8の3地点を考えている。)</p>
7.26～ 8.3	22,000ppmを検出したポイントにおいてガス抜き管敷設のためのボーリング開始
9.11	ガス化熔融炉部分の建築許可等に関する質問書受理
9.21	第6回硫化水素調査委員会開催
10. 5	硫化水素調査委員会の運営に関する質問書受理
10.13	区域外で廃トレー撤去作業実施、放射線量確認(10/16)
11. 8	知事、定例会見で高濃度区域の掘削、地下水調査の実施を表明
12. 4	県が行う調査の実施に係る協議公開等の要望書受理
12. 8	第7回硫化水素調査委員会開催
12.22	RD最終処分場廃棄物処理施設における安全性の確保要請書受理
H13. 1.11～	高濃度区域掘削のための準備工開始
1.12	住民集会出席要請書受理
1.24 ～30	知事、掘削作業を視察、住民代表と面談(工業技術総合センター、24日)高濃度区域のオール・ケーシングによる掘削
2. 1	ドラム缶埋立に係る掘削場所についての見解書受理
2. 2	掘削廃棄物の一般公開
2. 6～	地下水調査のためのボーリング開始

年月日	事 項
2. 7	R D、ガス化溶融炉断念を公表
2. 10	住民集会、知事出席
2. 23 ～ 3. 12	地下水採水、二次元電気探査実施、現場作業終了
H13. 4.	処分場および周辺環境の実態を明らかにし、対策を実施する要望書受理（約 168名）
4. 16	原因究明および排水対策実施に係る要請書受理
H13. 5. 16	<p>第8回硫化水素調査委員会開催</p> <p>1. 掘削調査結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価 <ul style="list-style-type: none"> ①硫化水素の発生原因のうち、硫黄の供給源は石こうボードの可能性が高い。 ②硫化水素の発生原因のうち、有機物は個々の地点が低濃度であっても鉛直方向での蓄積により、硫酸塩還元菌が利用しやすい有機物量の増加をもたらしているものと考えられる。 ・対応方針 <ul style="list-style-type: none"> ①硫化水素の発生原因のひとつである水の供給を抑えるべきである。 ②発生してくる硫化水素の空気中への漏出の可能性を防ぐ必要がある。 ③処分場の勾配を緩やかにし、雨水による有機物（廃棄物）の洗い出しを防止する必要がある。 <p>2. 地下水、浸透水調査結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価 <ul style="list-style-type: none"> ①今回の水質調査結果をみる限りにおいて、水質全般についていえば、ダイオキシン類やホウ素など少数の例外を除いて、総じて問題はなかった。 ②No. 1、No. 9の地下水に浸透水が混入しているおそれがある。 ・対応方針 <ul style="list-style-type: none"> ①No. 3では環境基準を超えるダイオキシン類が検出されているが、直ちに人の健康に影響を及ぼすものでないことから、調査モニタリングを継続して実施していく。 ②地下水の調査対応については、県と町の両委員会でもって連携して検討を行っていききたい。
5. 21	知事、定例会見で住民不安解消のため、必要最小限の掘削継続を表明
6. 25	住民説明会に先立つ質問事項等に係る文書受理
6. 8	処分場内のガス定量分析に係る要請書受理

年月日	事 項
6. 29	経堂ヶ池の水質保全に係る要求書受理
7. 8	第三回住民説明会開催
8. 6	深掘地点の対策について緊急要望受理
8. 22	RD社許可更新および早期解決等についての要望書受理
8. 24	業許可に係る厳正審査の要請書受理
8. 27	図面提出に際しての県の対応に対する意見書受理
8. 29	県、対策試案を住民団体に提示
9. 7	収集運搬業、処分業（破碎）について更新許可、焼却は失効
9. 25	廃トレーの埋立処分に関して10/25～11/23の営業停止処分公表
10. 11	県、8/29の試案に基づく対策案を提案
10. 16	地下水対策および排水対策の実施に係る要請書受理
11. 27	県、対策を法に基づく改善命令で行わせるよう回答
12. 25	是正対策に係る申し入れ書受理
12. 26	<p>RDに対し改善命令発令</p> <p>① 周縁地下水汚染防止のための措置として、平成10年に施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた地点において、当該地点の必要な範囲について、掘削により廃棄物を移動したうえで、浸透水の流出防止対策を実施すること。</p> <p>② 生活環境の保全上必要な措置として水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行うこと。</p> <p>③ 住宅が近接する北尾地区側法面の法すそを20m以上後退させるなど、処分場外への悪臭の発散防止のための対策を実施すること。</p> <p>④ 上記の対策を実施するに先立って、あらかじめ沈砂池を設置し、汚濁水の処理を行うこと。</p> <p>住民団体と11/27協議時の確認書調印</p>
H14. 2. 6	水処理施設、沈砂池設置に係る改善計画について住民団体に説明
3. 13	RDが改善命令の①について、環境大臣に審査請求書を提出していたことが明らかになる。

年月日	事 項
3. 17	改善命令についての住民説明会開催
3. 25	環境大臣への審査請求に関する説明会開催
3. 29	ガス対策の実施に係る要請書受理
H14. 4. 5	掘削移動、北尾法面後退に係る改善計画について住民団体に説明
4. 11	北尾地区側法面後退に係る要望書受理
6. 28	R D、改善命令の履行期限延長願提出
6. 30	改善命令の6月30日期限を11月30日に変更を決定
7. 2	改善の実施と具体的に実施していくための計画書についての要望兼質問書の受理
8. 6 ～10. 31	処分場外旧鴨ヶ池において高アルカリ排水原因調査実施調査と並行して改善命令の沈砂池、水処理施設設置工事（沈砂池、水処理施設工事については、11月末には本体工事完成1月中旬に周辺工事含め完成）
11. 26	住民団対に対して、高アルカリ調査、浸透水・土壌分析結果について説明
12. 26	改善命令の早期履行に関する要請書受理
12. 27	強アルカリ排水原因に関する要望書受理
H15. 2. 14	R D、水処理施設試運転
3. 27	北尾地区側法面後退工事における有害廃棄物等の分析検査にかかる要望受理
H15. 6. 5	調査対策等を求める要望書受理
6. 6	焼却炉の撤去指導に係る要請書受理
7. 1	栗東市が、(株)R Dエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会（栗東市設置）の経過報告を広報（特集版）
7. 17	R D、北尾地区側法面後退工事に係る是正計画（基本計画）提出
7. 26	栗東市による住民説明会開催

年月日	事 項
7. 31	県調査に係る検体前処理に関する質問書受理
8. 25	県調査に係る検体前処理に関する質問書(2)受理
9. 12	北尾地区側法面後退工事等に関する要望書受理
9. 24	県がH13. 1～5に実施した掘削・廃棄物採取、周縁地下水・浸透水の分析にかかる2つの調査について住民監査請求 * 2つの調査の本来の目的以外に附帯的に行った廃棄物中の有害物質の調査方法(特に揮発性有機化合物)についての請求
10. 14	指導強化の要請書の受理
10. 29	RD問題の早期解決を求める要望書受理
H15. 11. 5 ～ 21	北尾側環境改善工事にかかる事前調査として、切土区域については硫化水素、盛土区域については揮発性有機化合物について表層ガス調査および表層ガス検出地点等についての重機を用いた坪堀調査を実施
11. 26	指導強化等の要請書受理
12. 3	北尾側環境改善工事にかかる県の対応について住民監査請求
12. 4	北尾側環境改善工事着工(12. 8から本格工事)
12. 22	9月に実施した周縁地下水・場内浸透水等に係る水質調査結果公表 ・県のNo. 3井戸で、SSが3, 300戸高い数値を記録するとともに、鉛、フッ素、砒素、総水銀、ダイオキシン類が環境基準値を超過した。 (ダイオキシン類については、環境基準値の1. 4倍)
H16. 1. 7	有害物除去のための基本的全体的計画の立案等の要望書受理
1. 29	RDが出していたいわゆる深堀穴修復工事(改善命令①)に対する行政不服審査請求に対して、環境省が棄却裁決
2. 22	知事、北尾側環境改善工事現場視察および地域住民と懇談
3. 10	北尾側環境改善工事の切土工、廃棄物の移動工、盛土工、法面の整形覆土工等の工事が一定完了(翌日より工事一時中断)
H16. 4. 21	住民立会に関する異議申入書受理
4. 22	北尾側平坦部下の確認調査(表層ガス調査)を実施 (10mメッシュ…56メッシュ、5mメッシュ…20メッシュ)

年月日	事 項
4. 27	ダイオキシン対策についての要望書受理
5. 24	北尾側平坦部下の確認調査（重機坪掘調査）を実施（7箇所：延べ114項目）
7. 16	重機坪掘調査結果（溶出・含有試験）を公表（結果はすべて、土壤汚染防止法の溶出基準・含有基準（参考基準）に適合）
8. 4	現時点の重点的取組に関する要望書受理
9. 2	早期解決への要請書受理
9. 24	R D社が、深掘箇所の是正工事計画書を提出
9. 27	知事回答が不服として、不服表明書提出・受理
11. 25	深掘箇所是正工事着手
11. 29	深掘箇所の完全修復を求める要望書受理
12. 20	処分場内の工事と調査に関する要望書受理
H17. 2. 16	周辺住民の工事状況（底面）見学会36名参加 掘削廃棄物量約40,000m ³ （10トンダンプ7,296台）
2. 22～ 2. 26	是正底部簡易ボーリング調査（7箇所）
3. 8	薬液注入工事開始（3/14まで）
3. 11	改善工事についての質問書受理
3. 14	住民団体知事面会（計画変更の申し入れ書受理）
3. 22	「埋め戻し容認は違法」として、知事告発と住民監査請求を表明
3. 23	監査委員事務局に滋賀県職員措置請求書（住民監査請求）提出
H17. 4. 1	深掘穴改善命令実施に関する質問状受理
4. 22	R D最終処分場の問題解決の要望書受理
5. 9	埋め戻し容認について知事告発
6. 28	地下水汚染防止工事における確認事項受理

年月日	事 項
6. 30	是正工事完了
7. 26	深掘工事等に関する公開質問状受理
9. 12	深掘工事等に関する公開質問状再提出・受理
9. 30	ドラム缶掘削調査
10. 11	RD最終処分場の全容解明と無害化の計画立案と実行に係る要望書受理
10. 13	実体解明と有害物撤去等の適正な措置を求める公開質問状受理
10. 27	RD最終処分場問題解決の要請書受理
12. 16～ 22	ドラム缶追加掘削調査
12. 26	ドラム缶分析に係る要望書受理
H18. 1. 30	栗東市議会知事に意見書提出
H18. 4. 12	RD社に対し措置命令発出 ①ドラム缶等の違法埋立物の適正処理 ②汚染された廃棄物土の対応
5. 12	RD最終処分場の有害物撤去についての要望書受理
5. 17	RD最終処分場問題に対する行政対応についての質問書受理
6. 19	RD破産手続開始決定官報公告 副知事による緊急記者会見
6. 28	RDエンジニアリングの破産に際しての滋賀県知事に対する声明書受理
7. 24	RD産廃処分場の早期全面解決についての要望書受理
11. 29	RD産廃処分場土地所有に関する要望書受理
11. 30	RD産廃処分場の所有権移転に関する問い合わせ文書受理

- 平成3年以降について資料を作成
- 主として周辺団体等からの文書による要望等を記載
- その他県議会での質問や「知事への手紙」は未掲載